資料－１

「東北ブロックにおける社会資本整備重点計画に関する有識者懇談会」

規約　（案）

第１条　（趣旨）

この規約は、「東北ブロックにおける社会資本整備重点計画」策定に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という）の設置について必要な事項を定める。

なお、「東北ブロック」とは、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟の７県を対象とする。

第２条　（目的）

この懇談会は、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づき策定される「第５次社会資本整備重点計画」（計画期間：令和 3～7 年度）に位置付けられる「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画」を策定するため、東北ブロックに関して有識者の意見を聴くために設置する。

第３条　（組織）

懇談会は、東北地方整備局長が設置する。

２ 懇談会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。

第４条　（懇談会）

懇談会は別表に掲げる有識者（以下「委員」という。）をもって、構成する。

２ 座長は、必要に応じ委員以外の者の懇談会への出席を求めることができる。

３ 懇談会委員の任期は、「東北ブロックにおける社会資本整備重点計画」が策定される日の属する月の末日までとする。

第５条　（座長）

懇談会には座長及び副座長を置く。

２ 座長は、懇談会の議事を務め、議事を整理する。

３ 座長は、副座長を指名する。

４ 副座長は、座長が懇談会に出席できない場合には、その職務を代行する。

第６条　（公開）

懇談会は、公開とする。ただし、公開することが適切でないと懇談会が認める場合には、非公開とする。

２ 懇談会終了後、速やかに議事要旨を作成し、発言者氏名を除き、会議資料とともに公開する。ただし、公開することが適切でないと懇談会が認める場合には、非公開とする。

第７条　（事務局）

懇談会の事務局は、東北地方整備局企画部企画課におく。

第 8 条　（雑則）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附則　（施行期日）

この規約は、平成 27 年 9 月 24 日より施行する。

この規約は、令和 3 年●月●●日より施行する。